

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成17年1月20日(2005.1.20)

【公開番号】特開2000-206801(P2000-206801A)

【公開日】平成12年7月28日(2000.7.28)

【出願番号】特願平11-4573

【国際特許分類第7版】

G 0 3 G 15/16

G 0 3 G 15/01

【F I】

G 0 3 G 15/16

G 0 3 G 15/01 1 1 4 A

【手続補正書】

【提出日】平成16年2月19日(2004.2.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】画像形成装置及び中間転写ベルト

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1の画像担持体上に形成された画像を中間転写体上に転写した後、第2の画像担持体上に更に転写する画像形成装置において、該中間転写体が、無機コーティング層を有することを特徴とする画像形成装置。

【請求項2】

前記無機コーティング層が中間転写体の最表層である請求項1に記載の画像形成装置。

【請求項3】

前記無機コーティング層が、少なくともコロイダルシリカ、及び部分加水分解したオルガノシランを含有した塗料を塗布し硬化することで得られた請求項1又は2に記載の画像形成装置。

【請求項4】

前記コロイダルシリカ含有量が塗料全固型分に対して2.5~80重量%である請求項3に記載の画像形成装置。

【請求項5】

前記オルガノシランがアルコキシランである請求項3に記載の画像形成装置。

【請求項6】

前記塗料中にシラノール基含有ポリオルガノシロキサン、硬化剤の一方又は両方を含有する請求項3に記載の画像形成装置。

【請求項7】

画像形成装置に用いられる中間転写ベルトであって、部分加水分解したオルガノシランとシラノール基含有ポリオルガノシロキサンとの縮合物を含んでいる最表層を有していることを特徴とする中間転写ベルト。

**【請求項 8】**

該最表層が更にシリカ粒子を含有している請求項 7 に記載の中間転写ベルト。

**【手続補正 3】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

**【課題を解決するための手段】**

本発明に従って、第1の画像担持体上に形成された画像を中間転写体上に転写した後、第2の画像担持体上に更に転写する画像形成装置において、中間転写体が無機コーティング層を有する画像形成装置が提供される。

また、本発明に従って、画像形成装置に用いられる中間転写ベルトであって、部分加水分解したオルガノシランとシラノール基含有ポリオルガノシロキサンとの縮合物を含んでいる最表層を有している中間転写ベルトが提供される。